

平成 2 2 年 1 2 月

建設業事業主各位

富山労働局長

悪天候時における労働災害防止対策の徹底について

平素は、労働行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設工事における労働災害防止対策につきましては、平成 1 9 年 3 月 2 2 日付け基発第 0 3 2 2 0 0 2 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づき、かねてからその徹底を図っているところです。

しかしながら、本年 1 2 月 3 日に射水市内における橋梁建設工事現場において仮設物ごと労働者 2 名が墜落し死亡するという重大な災害が発生したことは、誠に遺憾であります。

本災害の原因につきましては現在調査中ですが、悪天候時における作業は重大な災害につながるおそれが高いことから、悪天候時における労働災害防止の徹底を図るため、下記の事項を遵守されるとともに、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施し、その結果を踏まえた作業を行われますようお願いいたします。

記

1 悪天候時における作業禁止の徹底

労働安全衛生規則第 5 2 2 条において、「高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない（注）」とされており、かかる場合における作業の禁止を徹底すること。

（注 1）「強風」とは、1 0 分間の平均風速が毎秒 1 0 m 以上の風。

（注 2）「大雨」とは、1 回の降雨量が 5 0 mm 以上の降雨。

（注 3）「大雪」とは、1 回の降雪量が 2 5 cm 以上の降雪。

（注 4）「悪天候のため」には、気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む。

2 足場、作業構台等の設置地点の気象状況の把握

足場、作業構台等（以下、「足場等」という。）を設置して建設工事を行う場合には、過去の気象・地域の気象の特殊性を十分に事前に調査すること。

前線の通過に伴う急激な気象変化や急速に発達した低気圧による局地的な突風への対応については、常に気圧配置や前線の位置に関する情報に注意するとともに、工事現場内に吹き流し、風速計などを設置し、気象観察を行うこと。

なお、気象状態と工事内容をあわせて記録しておくこと。

3 強風が予想されるときへの対策

強風が予想される場合には、次の対策を講じること。

- (1) シート、防音パネル等、風荷重が大きくなる要因となる養生材は早めに撤去するか、巻きあげるなどの措置を講じること。
- (2) 足場等の滑動防止、壁つなぎに対する補強等の措置を講じること。
- (3) 建築物より突出している足場等に対し、控え索や控え材等で補強を行うこと。
- (4) 足場上にある資材等について固縛するか、地上に降ろすなどの対策を講じること。

4 足場等の点検

強風、大雨、大雪等の悪天候の後において、足場等における作業を行うときは、作業を開始する前に足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の状況について、労働安全衛生規則第567条、第568条、第575条の8、第655条、第655条の2に基づき点検し、異常を認めたときは、直ちに補修すること。

5 リスクアセスメント等の実施

強風、大雨、大雪等の悪天候を想定した危険予知及びリスクアセスメントを実施すること。

労働安全衛生規則(抜粋)

(悪天候時の作業禁止)

第五百二十二条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(点検)

第五百六十七条 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第五百六十三条第一項第三号イから八までに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 第五百六十三条第一項第三号イから八までに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- 六 脚部の沈下及び滑動の状態
- 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 九 突りようかつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

(つり足場の点検)

第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に

掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(点検)

第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 支柱の滑動及び沈下の状態
- 二 支柱、はり等の損傷の有無
- 三 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態
- 五 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付け状態及び取りはずしの有無
- 七 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

- 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
 - イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態

- ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
 - ニ 第五百六十三条第一項第三号イから八までに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
 - ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
 - ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態
 - ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態
 - チ 建地、布及び腕木の損傷の有無
 - リ 突りようかつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能
- 三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節（第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。）に規定する足場の基準に適合するものとする。
- 2 注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
- 一 当該点検の結果
 - 二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

（作業構台についての措置）

第六百五十五条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。

- 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを作業構台の見やすい場所に表示すること。
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
 - イ 支柱の滑動及び沈下の状態
 - ロ 支柱、はり等の損傷の有無
 - ハ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - ニ 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
 - ホ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
 - ヘ 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

ト 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

三 前二号に定めるもののほか、第二編第十一章（第五百七十五条の二、第五百七十五条の三及び第五百七十五条の六に限る。）に規定する作業構台の基準に適合するものとしなければならない。

2 注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容